

九州デジタル推進ワーキンググループ 概要資料

令和4年8月25日

(一社)九州テレコム振興センター (KIAI)

活動概要

【活動趣旨】「九州IoT実装推進ワーキンググループ」から「九州デジタル推進ワーキンググループ」へ

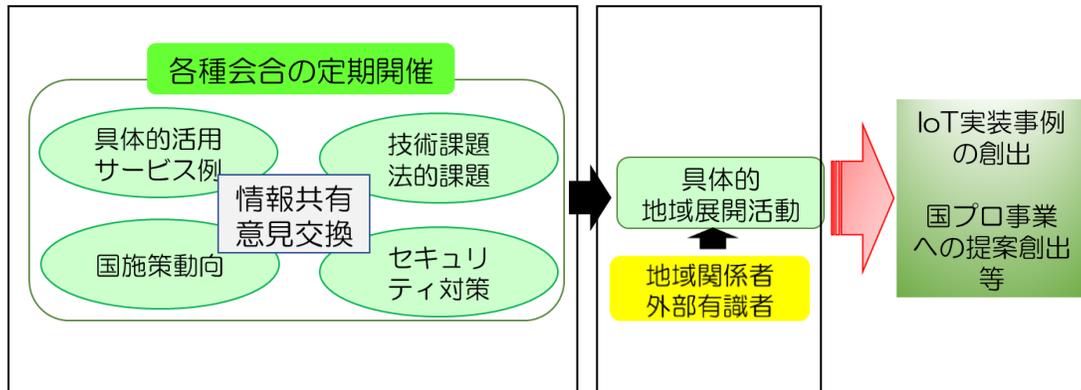
DXをはじめとしたデジタル社会の更なる浸透に伴い、平成29年度より活動を開始した「九州IoT実装推進ワーキンググループ」を、令和4年度より「九州デジタル推進ワーキンググループ」と名称変更し、活動領域をIoT分野にとどめず、デジタル分野全般を視野に入れたより幅広い取組みを行っていく体制へと発展させ、九州の地域情報化推進に一層寄与していく産学官民連携の場として引き続き活動を進めていくもの。

【活動内容】

＜九州IoT実装推進ワーキンググループ活動内容＞

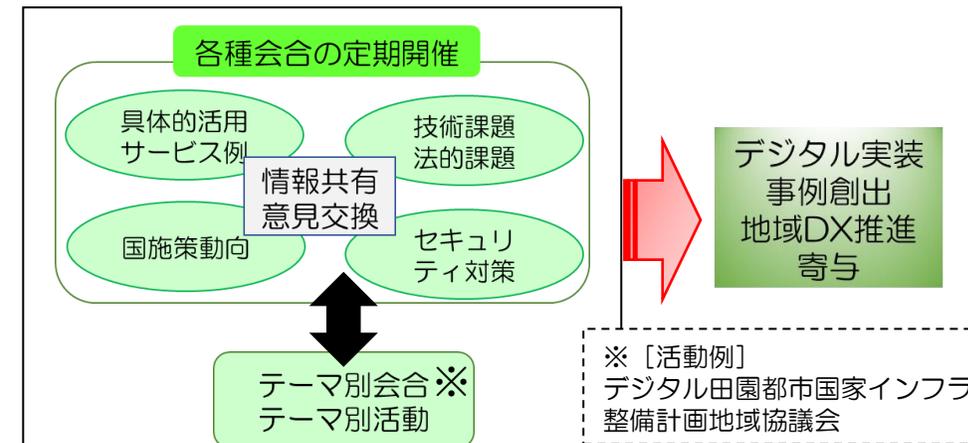
- ・IoT実装の取組状況
- ・IoT実装に向けた様々な課題と対応策
- ・IoT実装モデル

等に関する情報共有、意見交換等をより一層図り、九州地域におけるIoT実装の更なる進展に寄与させていく活動を産学官民連携で実施



＜九州デジタル推進ワーキンググループ活動内容＞

- ・デジタル化の取組状況
 - ・デジタル化に向けた様々な課題と対応策
 - ・デジタル化実装モデル、地域DX推進
- 等に関する情報共有、意見交換等をより一層図り、九州地域におけるデジタル推進の更なる進展に寄与させていく活動を産学官民連携で実施



活動体制

活動体制は九州IoT実装推進ワーキンググループの内容を継続いたします

令和4年8月25日現在

運営体制

座長

尾家 祐二 氏
(九州工業大学名誉教授)

副座長

青木 栄二 氏
((公財) ハイパーネットワーク社会研究所 所長)

運営委員会

座長、副座長、
九州地域情報化研究部会長
九州総合通信局、九州経済産業局

事務局

(一社)九州テレコム振興センター (KIAI)

【ご参考】九州テレコム振興センターにおける
ワーキンググループの位置づけ

KIAI九州地域情報研究部会*

九州デジタル推進
ワーキンググループ

*KIAI29会員、2オブザーバーで構成
最新のICTテーマに関する情報共有等を図る
[部会長] 横山正人氏 (長崎総合科学大学名誉教授)

構成メンバー

大学

九州工業大学 尾家名誉教授、長崎総合科学大学 横山名誉教授、九州大学 岡村教授、
九州工業大学 池永教授、佐賀大学 堀教授、長崎県立大学サポート校 河又准教授、
熊本県立大学 飯村教授、宮崎公立大学 辻教授、鹿児島大学 升屋教授

国

総務省九州総合通信局、厚生労働省九州厚生局、農林水産省九州農政局、
経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局

自治体

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、北九州市、福岡市、
熊本市、多久市、佐世保市、長洲町、日南市

企業

西日本電信電話(株)、九州通信ネットワーク(株)、(株)NTTドコモ、
KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、九州電力(株)、
西部電気工業(株)、ニシム電子工業(株)、(株)NTTデータ九州、
九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)、(株)熊本流通情報センター、
富士通Japan(株)、日本電気(株)、(株)日立製作所、ユニアデックス(株)、
(株)インターネットイニシアティブ、(株)オブティム、
Gcomホールディングス(株)、(株)iD、NECソリューションイノベータ(株)、
西部ガス(株)、(株)JTOWER、
(株)ローカルメディアラボ、(有)アセントコンサルティング

団体

(公財)ハイパーネットワーク社会研究所、(一社)九州経済連合会、
(一社)日本ケーブルテレビ連盟九州支部、NPO法人NEXT熊本

設置規則

一般社団法人九州テレコム振興センター（K I A I）九州デジタル推進ワーキンググループ設置規則

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人九州テレコム振興センター（K I A I）（以下「K I A I」と呼ぶ。）定款第37条に基づき、定款第4条に掲げる事業を効率・効果的に推進していくため設置される九州地域情報化研究部会（以下、「部会」と呼ぶ。）の活動を補完していくため、新たに部会のもとに設置するワーキンググループに関して必要な事項を定める。

（名称）

第2条 本ワーキンググループの名称は「九州デジタル推進ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」と呼ぶ。）とする。

（活動内容等）

第3条 本ワーキンググループは、九州におけるデジタル推進に向けた様々な情報、知見等を共有、意見交換等するとともに、デジタル推進に向けた様々な具体的活動を支援していく幅広い産学官民連携の場として設置し、ワーキンググループ活動結果を部会活動と連動させていくことで、九州における更なる地域情報化推進に寄与させていくことを目的とする。

（活動期間）

第4条 本ワーキンググループの活動期間はK I A Iにおける令和6年度の事業年度までとする。ただし、理事会の承認を得、活動期間を短縮、延長することができる。

（構成）

第5条 本ワーキンググループは、活動趣旨に賛同したK I A I会員からの参加希望者、並びに別途K I A I事務局より参加要請を行う者をメンバーとして構成する。なお、参加要請を行うメンバーについては、部会長の承認を得て会長が選定する。

2 上記の他、必要に応じオブザーバーメンバーの招聘も可能とする。

3 第3条に掲げる活動を推進していくに際し、メンバー以外の関係者との具体的事業連携等の必要性が生じた場合、後述する運営委員会での承認を得ることでその対処ができるものとする。

（参加手続き）

第6条 ワーキンググループへの参加は、K I A I事務局より別途参加要請を行うもの以外については、原則、K I A I事務局に対し参加届けを行い、会長が承認することで成立する。

なお参加届けは、原則、ワーキンググループ活動期間中、随時受け付け可能とする。

（座長等）

第7条 ワーキンググループメンバーから座長1名、副座長1名を選出する。

2 座長は、ワーキンググループ会合での座長を務めるとともに、部会に対して活動内容を報告する。

3 副座長は、座長が欠けたとき、その職務を代行する。

4 座長、副座長の任期は3年とする。

5 座長の選任はワーキンググループメンバーの互選とし、副座長はワーキンググループメンバーの中から座長が指名する。

（運営委員会）

第8条 ワーキンググループの運営を円滑に進めていくために運営委員会を別途設置する。

2 運営委員会は、ワーキンググループの活動計画案作成をはじめ、活動全体の調整機能を担うものとする。

3 運営委員会は事務局を除き、座長、副座長含め10名程度のワーキンググループメンバーで構成され、部会長の承認を得て、会長が就任依頼を行う。

（招集）

第9条 ワーキンググループは座長が招集する。

附則（令和4年5月30日）

1 この規則は平成4年5月30日から施行する。